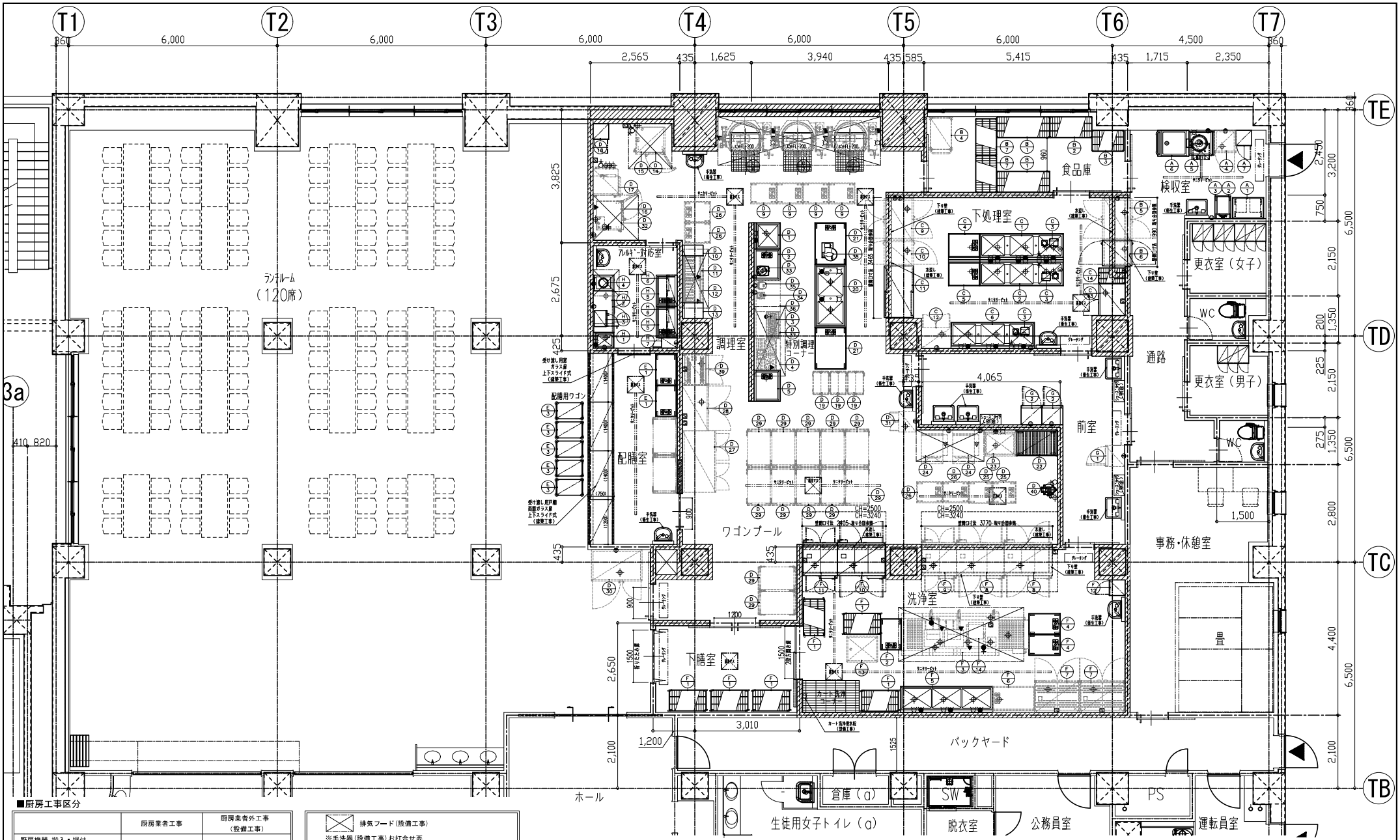

■厨房工事区分

	厨房業者工事	厨房業者外工事（設備工事）
厨房機器 搬入・据付（厨房機器 移設品搬入・据付含む）	○	—
厨房機器 配管工事（機器までの接続を含む）	—	○
厨房機器 配線工事（機器までの接続を含む）	—	○
配管・配線部材一式（カラン・バルブ・コンセント・手元開閉器 リーラーコンセント、水栓柱等）	—	○

排気フード（設備工事）
※手洗器（設備工事）お打合せ要
※グリストラップ（設備工事）
※給湯器（設備工事）お打合せ要
※桝、側溝（建築工事）

※厨房業者の工事範囲は機器の設置（レベル出し）のみとし、給排水・電気・ガス・フード・ダクト等の配管・配線工事は一次、二次とも厨房業者外工事（設備工事）とします。
※予備設備についてはお打合せを要します。
※厨房内（壁、床、天井）の下地及び仕上材は不燃構造として下さい。
※壁付機器の取付場所には壁下地補強を要します。（建築工事）

【注意】 厨房室は下記の仕様で仕上げることを前提に設計しています。
☆▨部分と床は不燃構造。☆床は防水対策を講ずること。
☆壁付仕様の棚類及び機器の取付壁には取付下地があること。
☆厨房機器に対して有効な給排気量が確保されていること。

変更事項 ALTERATION	尺度 SCALE	日付 DATE	図番 DRAWING No.	工事名 TITLE	納品日 DATE OF DELIVERY
	A3:1/100			兵庫県立むこがわ特別支援学校＜新設厨房＞	
	検図 CHECK	設計 DESIGN	製図 DRAW / 営業担当 CHARGE	図面名称 DRAWING CORD	承認印 APPROVED
				厨房機器配置平面図	